

全農薬通報

No.278

平成24年4月20日

***** も く じ *****

◎組合からのお知らせ

- ・ 行事報告
- ・ 組合員の動き等
- ・ 訃報

◎主な行事予定

- ・ 全国農薬協同組合
- ・ 全国農薬業厚生年金基金
- ・ 植物防疫関係団体

◎農林水産省等行政からのお知らせ

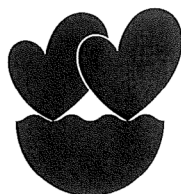
- ・ 有機農産物の日本農林規格（JAS）改正について
- ・ 農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドラインの改正について

◎その他のお知らせ

- ・ 水稻の移植前に適用をもつ除草剤の使用時期の変更について

◎全農薬ひろば

- ・ カタクリ



全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル
電話 03-3254-4171 Fax.03-3256-0980
<http://www.znouyaku.or.jp> E-mail:info@znouyaku.or.jp

組合からのお知らせ

1. 全国農業機械整備技能士会創立30周年記念式典

・日時：平成24年2月28日（火）、午後3時～

・場所：メルパルク東京 孔雀・牡丹の間

東京都港区芝公園2-5-20

・記念式典（開会のことば、主催者あいさつ、30年のあゆみ報告等）



来賓挨拶をする農林水産省雨宮審議官（生産局担当）

・出席者：宮坂技術顧問

注）商系団体の情報交流の場として招待されました。

2. 平成23年度 植調関東支部雑草防除研究会・関東雑草研究会合同研究会

・日時：平成24年3月2日（金）、午前9時15分～午後7時30分

・場所：文部科学省研究交流センター 茨城県つくば市竹園2-20-5

（1）関東雑草研究会講演会「雑草と病害虫の相互作用」

・「病害虫防除からみた雑草研究への期待」 田中幸一（農業環境技術研究所）

・「雑草における侵入害虫の発生生態」 池田二三高（元静岡農業試験場）

・「野生草本を宿主とする病原菌とそのデータベース化」 月星隆雄（農研機構・畜草研）

・「英国における植物病原菌を用いたイタダリの伝統的生物防除」 黒瀬大介（農環研）

・「進化する外来植物—ブタクサハムシに対するブタクサの適応進化」 深野祐也

（九州大学大学院システム生命科学府）

（2）植調関東支部雑草防除研究会「最近問題になっている水田雑草」

・「水稻刈跡処理と田植後処理を組み合わせたクログワイの防除効果」 田中研一

（茨城県農業総合センター専門技術指導員室）

・「クサネムの現状と対応状況」 菊池清人（栃木県経営技術課技術指導班）

- ・「コウキヤガラの現状と対応状況」椎名伸二（千葉県担い手支援課 専門普及指導室）
- ・「山梨県におけるシズイの現状」上野直也（山梨県総合農業技術センター 栽培部作物特作科）
- ・「神奈川県におけるSU抵抗性コナギの現状」野村研（神奈川県農業技術センター野菜作物研究部）
- ・「最近気になる数種の水田雑草」上野敏昭（埼玉県農林総合研究センター水田研究所）
- ・「雑草イネの現状と対応状況」酒井長雄（長野県農業試験場作物部）
- ・「問題雑草と除草剤の評価手法」濱村謙史朗（日本植物調節剤研究協会研究所）

今回の発表の中での注目は、脱粒性を伴う赤米「雑草イネ」の現状対応についてである。2月の全農薬地区会議【関東・甲信越地区】でも公益財団法人 日本植物調節剤研究協会の田中十城さんからご講演頂いたが、今後問題になりそうなので以下に概要を記す。

長野県の酒井長雄さんの発表では、長野県下では雑草イネの拡大で以下の被害が確認されているとの報告があった。①雑草イネによる減収率は最大25%程度を確認。②雑草イネの混入により、農産物検査法では「規格外」となる。また、JAS法により品種名の表示記載が出来ない。③直播栽培での発生が多いため長野県では湛水直播面積が450haから300ha以下に減少。このため、直播栽培等の低コスト稲作の後退が懸念されている。

雑草イネは栽培イネと同じ植物種でありながら、収穫物への赤米混入被害をもたらす水田の強害雑草である。すでに長野県では上記のように多数の被害が報告され、発生地域は徐々に拡大してる。雑草イネは水稻除草剤だけでは防除できず、栽培イネに紛れて生育するので水田内で見つけることも困難。このため、本年1月、中央農業総合研究センターと長野県との共同研究結果に基づいて、被害軽減のための「雑草イネまん延防止マニュアル」が中央農業総合研究センターで作成された。収穫物に赤米を見つけたら、このマニュアルを参考にして、被害を最小限に食い止めて頂きたい。

「雑草イネまん延防止マニュアル」以下のアドレスから入手出来ます。

http://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/publication/files/zassoi.pdf



農家向けチラシ

発表する長野県農業試験場作物部の酒井長雄さん

- ・情報交換会「カフェテラスカメリア」

- ・出席者：宮坂技術顧問

3. 財団法人 残留農薬研究所 第92回理事会・第51回評議員会

- ・日時：平成24年3月27日（火）15：00～17：00

- ・場所：「理事会」法曹会館2階 高砂の間、「評議員会」法曹会館3階 富士の間

- ・議事：

平成24年度事業計画及び収支予算に関する件

平成24年度借入金の借入最高限度額決定に関する件

定款の一部変更に関する件

役員及び評議員に対する報酬等及び費用に関する規定の一部変更に関する件

調査研究実施規程の一部変更に関する件

基本財産に関する件

専門委員の選任に関する件

その他

- ・出席者：青木理事長、羽隅監事、事務局（堀江専務理事）

4. 一般財団法人 残留農薬研究所 第93回理事会

- ・日時：平成24年4月10日（火）10：30～12：00

- ・場所：研究管理棟2階特別室

- ・議事：

常務理事の理事長職務執行順序に関する件

常務理事及び業務執行理事の担当業務に関する件

理事の月額報酬及び賞与に関する件

規程類の改正に関する件

その他

- ・出席者：羽隅監事

5. 第11回執行部協議会

- ・日時：平成24年4月13日（金）13：00～14：00

- ・場所：全農薬ビル会議室

- ・議事：

全農薬受発注システム（事業化）について

執行部協議会、各委員会の課題について

その他

- ・出席者：青木理事長、宇野副理事長、松木理事相談役、事務局（堀江専務理事）

6. 各委員会

- ・日時：平成24年4月13日（金）13:00～14:00

- ・場所：全農薬ビル会議室

- ・議事：

「総務委員会」

- ・全国農薬協同組合規約（組合員の与信限度額）の変更について

- ・その他

- ・出席者：大森副委員長、金井監事

「経済活動委員会」

- ・新規導入品目（殺鼠剤、なめくじ駆除剤）の3月末実績、推進について

- ・スナップショット粒剤の3月末実績、推進について

- ・新製品導入活動について

- ・その他

- ・出席者：池田委員長、栗原副委員長、伊藤理事

「教育安全委員会」

- ・平成24年度農薬シンポジウム開催について

- ・第39回安全協常任幹事会について

- ・平成25年度支部助成金の支出について

- ・その他

- ・出席者：田中委員長、上田副委員長、松村理事、高津理事、事務局宮坂技術顧問

「IT・広報委員会」

- ・全農薬受発注システムについて

- ・拡張機能（案）の具体化について

- ・その他

- ・出席者：北濱委員長、金子監事

7. 第257回理事会

- ・日時：平成24年4月13日（金）14:15～16:45

- ・場所：全農薬ビル会議室

- ・議事：

組合員の脱退について

全農薬受発注システム（事業化）について

平成24年度地区会議報告と次年度について

平成24年度執行部協議会、各委員会検討課題について

全国農薬協同組合規約の変更について

中間決算報告について

支部別特別奨励について

全農薬受発注システムの組合員利用状況について

各委員会活動状況、活動報告について

その他

・出席者：青木理事長、宇野副理事長、松木理事相談役、他理事 10 名、監事 3 名、事務局（堀江専務理事、宮坂技術顧問、安孫子会計主任）

組合員の動き等

組合員本社、支店、営業所移転

【山形県】

組合員名：アグロ石川株式会社 本社

- ・新住所：〒996-0002 新庄市金沢 1441-9
- ・電話番号：0233-22-3511（従来と変更ありません）
- ・FAX：0233-22-4572
- ・移転月日：平成24年4月9日（月）

【新潟県】

組合員名：神山物産株式会社 長岡支店

- ・新住所：〒954-0124 長岡市中之島 1781 番 26(中之島流通団地内)
- ・電話番号：0258-66-7610 FAX：0258-66-7615
- ・営業開始日：平成24年3月19日（月）

【鹿児島県】

組合員名：株式会社 ベルデ九州 鹿児島営業所

- ・新住所：〒891-0115 鹿児島市東開町 4 番 24 号
- ・電話番号：099-210-4107 FAX：099-210-4108
- ・営業開始日：平成24年3月5日（月）

組合員代表者変更

【岩手県】

組合員名：小田島商事株式会社

- ・新代表者名：小田島 隆 氏（旧代表者名：泉澤 兵三 氏）
泉澤兵三氏は相談役となりました。
- （平成24年3月27日付け）

住所表示変更

【山口県】

行政による表示変更

- ・組合員名：三笠産業株式会社

新住所：〒754-0005 山口市小郡山手上町 1-10

(旧住所：〒754-0002 山口市小郡下郷 811-1)

【熊本県】

4月1日より熊本市が政令指定都市移行に伴う変更

- ・組合員名：ヒノマル株式会社

新住所：熊本市中央区九品寺 5-7-29(旧住所：熊本市九品寺 5-7-29)

- ・組合員名：前田農薬株式会社

新住所：熊本市中央区国府 1-13-3(旧住所：熊本市国府 1-13-3)

- ・組合員名：グリーンテック株式会社

新住所：熊本市東区御領 8-6-47(旧住所：熊本市御領 8-6-47)

- ・組合員名：株式会社ベルデ九州熊本営業所

新住所：熊本市南区近見 8-6-101(旧住所：熊本市近見 8-6-101)

- ・組合員名：九州日紅株式会社

新住所：熊本市南区城南町赤見 1250(熊本市城南町赤見 1250)

組合員の訃報

1. ^{もろきだ}師定株式会社会長高松正雄さま

高松正雄様におかれましては平成24年3月2日（金）ご逝去され、葬儀は3月4日（日）近親者のみにて執り行われました。なお、社葬は以下により執り行われました。

^{もろきだ}師定株式会社会長高松正雄さま社葬

日時：平成24年3月23日（金）12：00～13：00

場所：いちやなぎ中央斎場 「春夏秋冬の間」 名古屋市千種区千種 2-19-1

喪主：高松正敏氏（師定株式会社代表取締役社長）

2. 山陽薬品株式会社取締役会長武市敏男さま

山陽薬品株式会社取締役会長武市敏男さまにおかれましては平成24年2月28日（火）ご逝去されました。なお、故人の遺志に依り家族葬にて執り行われました。

通夜：平成24年3月1日（木）18：00～

告別式：平成24年3月2日（金）11：00～

場所：エヴァホール岡山 岡山市中区平井 1329-1

喪主：武市康則氏

3. 山陽薬品株式会社取締役相談役大森 主さま

山陽薬品株式会社取締役相談役大森主さまにおかれましては平成24年3月1日（木）ご逝去されました。なお、故人の遺志に依り家族葬にて執り行われました。

通夜：平成24年3月2日（金）18：00～

告別式：平成24年3月3日（土）14：00～

場所：エヴァホール倉敷 倉敷市二日市 511-1

喪主：大森 茂氏

4. 山陽薬品株式会社取締役会長武市敏男儀、取締役相談役大森主儀の社葬

（山陽薬品株式会社・山陽化成株式会社合同葬）

日時：平成24年4月4日（水）12：00～13：30

場所：岡山国際ホテル「瑞光の間」岡山市中区門田本町 4-1-16

葬儀委員長：全国農薬協同組合理事長 青木邦夫

全国農薬協同組合の礎を築いた初代理事長大森 主さま、3代目理事長 武市敏男さま

山陽薬品株式会社 故武市敏男、故大森 主さま合同葬の報告



生前のお二人のお写真

青木葬儀委員長の告別の辞

本日山陽薬品株式会社様、山陽化成株式会社様の合同葬が執り行われるに当たり、全国農薬協同組合を代表して創業者お二人のご霊前にお別れの言葉を申し上げます。



「棺を蓋いて事定まる」という言葉があります。棺の蓋をした後にその生前においての真価が決定するという意味です。

会長の武市敏男様が行年八十九歳、相談役の大森主様が九十三歳。そして、亡くなられた日も、武市会長が二月二十八日、大森相談役が二日遅れの三月一日、後を追うように仲睦まじく旅立たれました。仕事も二人三脚、あの世へも二人三脚、

まさに巨星墜つの寂寥を禁じ得ません。

世間では一般に長生きした人のことを大往生と言っていますが、そうではありません。生前の善悪や真価も含めて大往生と言うのです。そういう意味でお二人はまさに大往生でした。大正、昭和、平成と波瀾万丈の時代の流れのなかで凜としてその生涯を全うされました。「生者必滅」「会者定離」浮き世の掟とは申せ、私共全国農薬協同組合関係者は一家の大黒柱を失ったような深い悲しみに包まれています。

お二人は戦後の荒廃した世情の中で食糧の安定供給に係る事業として、昭和二十七年二月山陽薬品株式会社を設立されました。以来お二人の努力は他を凌ぎ岡山に山陽薬品有りと存在感のある企業として注目を集めました。当時、この業界では先人たちが系統組織に対抗する商系結束の組織作りに何度も挑戦されましたが残念ながら結実を見ることが出来ませんでした。大森様はその顛末のすべてを分析しその主因は「他人任せ体制」と「悪平等」にあると結論され、これを打破するには商系の組合を株式会社的な組織にすべきであると繰り返し力説されました。これを機に商系組合の自立機運がたかまり農林水産省のご支援と三洋貿易さんのご協力により昭和四十年全国農薬協同組合が設立され、初代理事長として就任されました。以来二五年間の長きにわたり全農薬理事長として今日の全農薬の礎づくりにご尽力され大きく貢献をされました。

この功績が認められ、昭和五十二年には藍綬褒章を平成2年に勲四等瑞宝章をそれぞれ受賞されました。そして、全農薬における大森様のご活躍の陰には絶えず山陽薬品の創設期にリヤカーを引いて二人三脚で農薬販売に当たられたエピソードの片方の主役である武市敏男様がいたことは誰もが認めるところであります。

武市様は大森様が全農薬の理事長を勇退されたあと、平成二年から全農薬の理事に就任され、平成四年には副理事長、平成七年からは全農薬第三代目理事長に就任され三年間その任に当たられました。

お二人が山陽薬品株式会社グループを背負いながら、商系農薬業界全体のためにいかにご貢献されたか示すものであります。改めてお二人に対し心から感謝を申し上げる次第で

あります。また、我々業界の為に、お二人のお力をお貸し頂きました山陽薬品株式会社関係者の皆様にも深く感謝申し上げます。

山陽薬品株式会社には既に創業者のご子息であります大森茂社長と武市康則専務が経営の実務に当たっておられ、会社は安泰であることは何よりも心強い限りではあります。しかしながら、先代の存在が大きいだけにご子息様たちの喪失感は何ばかりかと計り知れないものがあります。

創業六十年年輪に汗あり、智慧有り、誇りあり、社員の皆様におかれましては、先代お二人が遺された御教訓を守り、大森茂社長様と武市康則専務様の現体制をお支え頂きますようお願い申し上げます。

終わりに、私共が故人からご薫陶賜りました数々の教えを胸に関係者心を一つにし、お二人の足跡を偲びつつ業界発展のために更なる努力する覚悟をお誓い申し上げます。

ここにお二人の御霊前に深く頭を下げ、業界全体の前途に無言の叱咤激励をお送り下さいますよう、そしてご遺業の永久ならんことを念じ私の限りない告別の辞といたします。

合掌

平成二十四年四月四日

全国農業協同組合理事長 青木邦夫



喪主である大森社長、武市専務のお二人からのご挨拶



永久のお別れの様子

主 な 行 事 予 定

〔全国農薬協同組合〕

- 7月10日（火） 農薬シンポジウム（岐阜市十六プラザ大会議室）
7月19日（木） 第39回安全協常任幹事会（全農薬会議室）
賛助会員との意見・情報交換会（東京ガーデンパレス）
9月 7日（金） 農薬シンポジウム（岩手県北上市）
9月13日（木） 第258回理事会
10月26日（金） 監査会
11月20日（火） 第259回理事会
11月21日（水） 第47回総会・第35回安全協全国集会・情報交換会（海運クラブ）
第260回理事会（海運クラブ）
12月 6日（木） 第261回理事会

〔全国農薬業厚生年金基金〕

- 9月14日（金） 第62回理事会、第48回代議員会
11月20日（火） 第63回理事会、第49回代議員会

〔その他植防団体総会等〕

（一般社）日本植物防疫協会

- 5月15日（火） 理事会（日植防会議室）
5月31日（木） 総会（ホテルラングウッド）

（公益財）日本植物調節剤研究協会

- 5月18日（金） 評議員会・理事会

（一般社）農林水産航空協会

- 5月22日（火） 理事会（都道府県会館）
6月14日（木） 総会（都道府県会館）

（一般財）残留農薬研究所

- 5月29日（火） 理事会・評議員会（法曹会館）

（社）緑の安全推進協会

- 5月22日（火） 理事会・総会（南青山会館）

行政からのお知らせ

1. 有機農産物の日本農林規格(JAS)改正について

有機農産物の日本農林規格

制 定 平成12年 1月20日農林水産省告示第 59号
 一部改正 平成15年11月18日農林水産省告示第1884号
 全部改正 平成17年10月27日農林水産省告示第1605号
 一部改正 平成21年10月27日農林水産省告示第1180号
 最終改正 平成24年 3月28日農林水産省告示第 833号

(目的)

第1条 この規格は、有機農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

(有機農産物の生産の原則)

第2条 有機農産物は、次のいずれかに従い生産することとする。

- (1) 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力（きのご類の生産にあつては農林産物に由来する生産力を含む。）を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。
- (2) 採取場（自生している農産物を採取する場所をいう。以下同じ。）において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法により採取すること。

(定義)

第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

用 語	定 義
有 機 農 産 物	次条の基準に従い生産された農産物（飲食料品に限る。）をいう。
使 用 禁 止 資 材	肥料及び土壌改良資材（別表1に掲げるものを除く。）、農薬（別表2に掲げるものを除く。）並びに土壌、植物又はきのご類に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。
組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。
栽 培 場	きのご類の培養場、伏込場又は発生場所をいう。

(生産の方法についての基準)

第4条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
ほ 場	周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。 1 多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあつてはは種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であつて、2年以上使用禁止資材が使用されていないものにおいて新たに農産物の生産を開始した場合にあつては、は種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場に使用する種子又は苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。 2 転換期間中のほ場（1に規定する要件に適合するほ場への転換を開始したほ場であつて、1に規定する要件に適合していないものをいう。以下同じ。）については、転換開始後最初の収穫前1年以上の間、この表ほ場に使用する種子又は苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農

	産物の生産を行っていること。
栽培場	周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、栽培開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。
採取場	周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない一定の区域であり、かつ、当該採取場において農産物採取前3年以上の間、使用禁止資材を使用していないものであること。
ほ場に使用する種子又は苗等	1 この表ほ場の項、採取場の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項、育苗管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種子又は苗等（苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部（種子を除く。）で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。）であること。 2 1の種子若しくは苗等の入手が困難な場合又は品種の維持更新に必要な場合は、使用禁止資材を使用することなく生産されたものを、これらの種子若しくは苗等の入手が困難な場合又は品種の維持更新に必要な場合は、種子繁殖する品種にあっては種子、栄養繁殖する品種にあっては入手可能な最も若齢な苗等であって、は種又は植付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬（別表1又は別表2に掲げるものを除く。）が使用されていないものを使用することができる（は種され、又は植え付けられた作期において食用新芽の生産を目的とする場合を除く。）。 3 1及び2に掲げる苗等の入手が困難な場合であり、かつ、次のいずれかに該当する場合は、植付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬（別表1又は別表2に掲げるものを除く。）が使用されていない苗等を使用することができる。 (1) 災害、病虫害等により、植え付ける苗等がない場合 (2) 種子の供給がなく、苗等でのみ供給される場合 4 1から3までに掲げる種子又は苗等は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。また、1及び2に掲げる種子については、コットンリントーに由来する再生繊維を原料とし、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていない農業用資材に帯状に封入されたものを含む。
種菌	1 この表栽培場の項、採取場の項、栽培場における栽培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種菌又は以下に掲げる種菌であること。 2 この表栽培場における栽培管理の項1又は2に掲げる資材により培養された種菌。ただし、これらの種菌の入手が困難な場合は、栽培期間中、使用禁止資材を使用することなく生産された資材を使用して培養された種菌を使用することができる。 3 2の種菌の入手が困難な場合は、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来する資材を使用して培養された種菌を使用することができる。 4 2及び3に掲げる種菌の入手が困難な場合は、別表3の種菌培養資材を使用して培養された種菌を使用することができる。 5 1から4までに掲げる種菌は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。

ほ場における肥培管理	当該ほ場において生産された農産物の残さに由来する堆肥の施用又は当該ほ場若しくはその周辺に生息し、若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること。ただし、当該ほ場又はその周辺に生息し、又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあっては、別表1の肥料及び土壌改良資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものに限る。以下同じ。）に限り使用すること又は当該ほ場若しくはその周辺以外から生物（組換えDNA技術が用いられていないものに限る。）を導入することができる。
栽培場における栽培管理	きのご類の生産に用いる資材にあっては、次の1から3までに掲げる基準に適合していること。ただし、堆肥栽培きのこの生産においてこれらの資材の入手が困難な場合にあっては、別表1の肥料及び土壌改良資材に限り使用することができる。 1 原木、おがこ、チップ、駒等の樹木に由来する資材については、過去3年以上、周辺から使用禁止資材が飛来せず、又は流入せず、かつ、使用禁止資材が使用されていない一定の区域で伐採され、伐採後に化学物質により処理されていないものであること。 2 樹木に由来する資材以外の資材については、以下に掲げるものに由来するものに限ること。 (1) 農産物（この条に規定する生産の方法についての基準に従って栽培されたものに限る。） (2) 加工食品（有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）第4条に規定する生産の方法についての基準に従って生産されたものに限る。） (3) 飼料（有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）第4条に規定する生産の方法についての基準に従って生産されたものに限る。） (4) 有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第4条に規定する生産の方法についての基準に従って飼養された家畜及び家きんの排せつ物に由来するもの 3 2の(1)に掲げる基準に従ってきのご類を生産する過程で産出される廃ほだ、廃菌床等については、これらを堆肥、飼料等に再利用することにより自然循環機能の維持増進が図られていること。
ほ場又は栽培場における有害動植物の防除	耕種の防除（作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことをいう。）、物理的防除（光、熱、音等を利用する方法、古紙に由来するマルチ（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）若しくはプラスチックマルチ（使用後に取り除くものに限る。）を使用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うことをいう。）、生物的防除（病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物若しくは有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うことをいう。）又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと。ただし、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であって、

	耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによってはほ場における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあっては、別表2の農薬（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）に限り使用することができる。
一般管理	土壌、植物又はきのご類に使用禁止資材を施さないこと。
育苗管理	育苗を行う場合（ほ場において育苗を行う場合を除く。）にあっては、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じ、その用土として次の1から3までに掲げるものに限り使用するとともに、この表ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い管理を行うこと。 1 この表ほ場の項又は採取場の項の基準に適合したほ場又は採取場の土壌 2 過去2年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ、使用されていない一定の区域で採取され、採取後においても使用禁止資材が使用されていない土壌 3 別表1の肥料及び土壌改良資材
収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理	1 この表ほ場の項、栽培場の項、採取場の項、ほ場に使用する種子又は苗等の項、種菌の項、ほ場における肥培管理の項、栽培場における栽培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項又は育苗管理の項の基準（以下「ほ場の項等の基準」という。）に適合しない農産物が混入しないように管理を行うこと。 2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。 (1) 有害動植物の防除目的 別表2の農薬及び別表4の薬剤（ただし、農産物への混入を防止すること。） (2) 農産物の品質の保持改善目的 別表5の調製用等資材（組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。） 3 放射線照射を行わないこと。 4 この表ほ場の項等の基準及びこの項1から3までに掲げる基準に従い生産された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。

（有機農産物の名称の表示）

第5条 有機農産物の名称の表示は、次の例のいずれかによることとする。

- (1) 「有機農産物」
- (2) 「有機栽培農産物」
- (3) 「有機農産物〇〇」又は「〇〇（有機農産物）」
- (4) 「有機栽培農産物〇〇」又は「〇〇（有機栽培農産物）」
- (5) 「有機栽培〇〇」又は「〇〇（有機栽培）」
- (6) 「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」
- (7) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」

（注）「〇〇」には、当該農産物の一般的な名称を記載すること。

- 2 前項の基準にかかわらず、転換期間中のほ場において生産されたものにあっては、名称又は商品名の表示されている箇所に近接した箇所に「転換期間中」と記載すること。
- 3 第1項の基準にかかわらず、採取場において採取された農産物にあっては、同項(1)、(3)、(6)及び(7)の例のいずれかにより記載すること。

別表 1 肥料及び土壌改良資材

肥料及び土壌改良資材	基 準
植物及びその残さ由来の資材	植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。
と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
発酵した食品廃棄物由来の資材	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。
バーク堆肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く。）	家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと。
グアノ	
乾燥藻及びその粉末	
草木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。
塩化加里	天然鉍石を粉砕又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること。
硫酸加里	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫酸加里苦土	天然鉍石を水洗精製したものであること。
天然りん鉍石	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
硫酸苦土	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
水酸化苦土	天然鉍石を粉砕したものであること。
軽焼マグネシア	
石こう（硫酸カルシウム）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫黄	
生石灰（苦土生石灰を含む。）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
消石灰	上記生石灰に由来するものであること。
微量元素（マンガ ン、ほう素、鉄、 銅、亜鉛、モリブ デン及び塩素）	微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。

岩石を粉砕したもの	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものではないこと。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壌改良資材としての使用は、育苗用土としての使用に限ること。
ベントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
パーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
塩基性スラグ	トーマス製鋼法により副生するものであること。
鉱さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
よう成りん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
塩化ナトリウム	海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。
リン酸アルミニウムカルシウム	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
塩化カルシウム	
食酢	
乳酸	植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等のpH調整に使用する場合に限ること。
製糖産業の副産物	
肥料の造粒材及び固結防止材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り、使用することができる。
その他の肥料及び土壌改良資材	植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、熔融、乾留又はけん化することにより製造されたもの及び化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病虫害の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる。

別表2 農薬

農 薬	基 準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキシサイドを含まないものに限ること。
なたね油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
デンプン水和剤	
脂肪酸グリセリド乳剤	
メタアルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	
炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹	
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	
銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
生石灰	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
天敵等生物農薬	
天敵等生物農薬・銅水和剤	
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
クロレラ抽出物液剤	
混合生薬抽出物液剤	
ワックス水和剤	
展着剤	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。
食酢	
燐酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム水溶剤	
炭酸カルシウム水和剤	銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。
ミルベメクチン乳	

附 則
(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日から起算して1年を経過した日までに行われる有機農産物の格付については、この告示による改正前の有機農産物の日本農林規格の規定の例によることができる。
- 3 この告示の公布の日から起算して3年を経過するまでの間は、この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格第4条の表育苗管理の項基準の欄2中「過去3年以上の間、周辺」とあるのは、「周辺」と読み替えて適用する。
- 4 第4条の表ほ場を使用する種子又は苗等の項の規定にかかわらず、ナス科及びウリ科の果菜類の生産において種子からの栽培が困難な場合並びにこんにゃくいもの生産において同項の基準に適合する苗等の入手が困難な場合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、植付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬（別表1及び別表2に掲げるものを除く。）が使用されていない苗等（組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）を使用することができる。

附 則（平成18年10月27日農林水産省告示第1463号） 抄
(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格（以下「新有機農産物規格」という。）別表1に掲げる肥料及び土壌改良資材のうち、植物及びその残さ由来の資材、発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材、食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材並びに発酵した食品廃棄物由来の資材については、新有機農産物規格第4条の表ほ場における肥培管理の項基準の欄1に規定するその原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていない資材に該当するものの入手が困難である場合には、当分の間、同項の規定にかかわらず、これらの資材に該当する資材以外のものを使用することができる。
- 3 新有機農産物規格第4条の表一般管理の項の規定にかかわらず、他に適当な管理方法がない場合には、この告示の公布の日から起算して3年を経過するまでの間は、古紙に由来する農業用資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）及び種子が帯状に封入された農業用資材を使用することができる。
- 4 この告示の公布の日から起算して3年を経過するまでの間は、別表3エチレンの項中「バナナ」とあるのは、「バナナ及びキウイフルーツ」と読み替えるものとする。

附 則（平成21年8月27日農林水産省告示第1180号） 抄

この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格第4条の表育苗管理の項の規定にかかわらず、平成23年12月31日までの間は、たまねぎの育苗用土に粘度調整のためにやむを得ず使用する場合に限り、ポリビニルアルコール、ポリアクリルアミド及び天然物質に由来するもので化学的処理を行ったものを使用することができる。

附 則（平成24年3月28日農林水産省告示第833号）

- 1 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の有機農産物の日本農林規格により格付の表示が付された有機農産物については、なお従前の例による。
- 2 この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格第4条の表育苗管理の項の規定にかかわらず、当分の間、たまねぎの育苗用土に粘度調整のためにやむを得ず使用する場合に限り、ポリビニルアルコール、ポリアクリルアミド及び天然物質に由来するもので化学的処理を行ったものを使用することができる。

(最終改正の施行期日)

平成24年3月28日農林水産省告示第833号については、平成24年4月27日から施行する。

2. 農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドラインの改正について

平成24年3月6日

【概 要】

農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドラインの改定について

平成24年2月29日付けで、「米のカビ染防止のための管理ガイドライン」（農林水産省消費・安全局）が策定されたことに伴い、以下のとおり、標記ガイドラインのうち、米に係る「取組事項に関連する法令等」の一部を改定する。

番号7：「取組事項に関連する法令等」に「米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン」の策定について」（平成24年2月29日付け23消安第5970号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）を追加する。

なお、農業生産工程管理（GAPガイドライン全文については以下のアドレスからご覧いただけます。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/guideline/pdf/guideline_120306.pdf

その他のお知らせ

農薬工第 24-006 号

2012年4月5日

全国農薬協同組合 御中

農薬工業会

水稻の移植前に適用をもつ除草剤の使用時期の変更について

拝啓、

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年 10 月 12 日付けの農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知「水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底などについて」により、水稻の移植前に適用をもつ農薬の使用時期の変更手続きについての周知がされているところです。

水稻の移植前に使用できる除草剤（別紙参照）については、その使用時期を「植代時～移植 7 日前まで」或いは「植代後～移植 7 日前まで」（注）へ変更する申請を終えており、登録の変更時期は本年 8 月頃を見込んでおります。詳細は下記の表をご参照下さい。

作物名	現登録内容	登録変更予定内容
移植水稻	植代時～移植 4 日前まで 植代後～移植 4 日前まで	植代時～移植 7 日前まで 植代後～移植 7 日前まで

つきましては、登録変更前に 2013 年向けの防除暦・注文書を作成される場合は、使用時期が「植代時～移植 7 日前まで」或いは「植代後～移植 7 日前まで」に登録変更される予定の旨を記載し、農薬使用者に対してご周知頂きますようお願い申し上げます。

登録変更予告を記載する際、現登録内容と登録変更予定内容の両方を記載するスペースがない場合は、使用時期を『植代後(時)～移植 7 日前まで*』とし、欄外の注) 表示で『*「移植 4 日前まで」を「移植 7 日前まで」に本年 8 月頃登録変更予定』と表記してください。

尚、最近新規登録となった移植前に使用出来る水稻用除草剤では既に上記登録変更予定内容になっており、この点も十分ご留意頂きます様、重ねてお願い申し上げます。

敬 具

（注）移植水稻以外に直播水稻の播種前に適用を持つ薬剤があり、この場合、「湛水直播の代かき時～は種 7 日前まで」、「湛水直播の代かき後～は種 7 日前まで」となります。

薬剤の登録内容の記述が「・・・・・・7 日前まで」、という記述ではなく
「・・・・・・前 7 日」という記述となる場合がありますが、意味は同じです。

(別紙)

使用時期が「植代時～移植7日前まで」或いは「植代後～移植7日前まで」に登録変更される予定の剤(合計79剤)

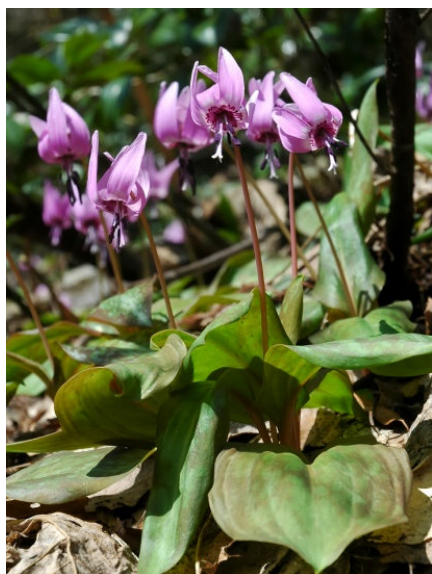
登録番号	農薬の種類	農薬の名称	申請者名
18914	ダイムロン・プレチクロール粒剤	SDSパデホープ1キロ粒剤	エスディーエス
19784	テニクロール水和剤	アルハーブフロアブル	エスディーエス
19849	ダイムロン・ペントキサゾン水和剤	SDSテマカットフロアブル	エスディーエス
19877	ダイムロン・ペントキサゾン粒剤	SDSクサバンチ1キロ粒剤	エスディーエス
20137	ダイムロン・テニクロール水和剤	ショッカーフロアブル	エスディーエス
20625	ベンゾビスクロン水和剤	ショウエースフロアブル	エスディーエス
20626	ベンゾビスクロン粒剤	ショウエース1キロ粒剤	エスディーエス
21165	ダイムロン・ペントキサゾン水和剤	SDSダッシュワンフロアブル	エスディーエス
21235	テニクロール・ペントキサゾン水和剤	トクヤマスピノフロアブル	エスディーエス
21923	クミロン・テニクロール剤	トクヤマ マットタブジャンボ	エスディーエス
21835	ブタクロール・ACN粒剤	アークエース1キロ粒剤	カネショウ
22656	ペントキサゾン・ACN水和剤	兼商クリアホープフロアブル	カネショウ
18913	ダイムロン・プレチクロール粒剤	パデホープ1キロ粒剤	クミアイ化学
20822	ブタクロール・ペントキサゾン乳剤	クミアイサキドリEW	クミアイ化学
21403	ブタクロール・ペントキサゾン粒剤	クミアイサキドリ1キロ粒剤	クミアイ化学
22200	オキサジアルギル粒剤	キルクサ1キロ粒剤	クミアイ化学
18163	プレチクロール乳剤	エリジャン乳剤	シンジエンタ
18567	プレチクロール粒剤	ソルネット1キロ粒剤	シンジエンタ
19629	ジメタメトリン・ピリブチカルブ・プレチクロール水和剤	チバガイギー・農将軍フロアブル	シンジエンタ
20963	プレチクロール粒剤	エリジャンジャンボ	シンジエンタ
22138	プレチクロール乳剤	エリジャンEW乳剤	シンジエンタ
18715	プレチクロール・ベンゾフェナップ水和剤	ユニハーブフロアブル	ハリエル
21096	オキサジアゾン乳剤	ロンスター乳剤	ハリエル
21709	オキサジアゾン・クロメプロップ水和剤	用心棒フロアブル	ハリエル
22680	ピリブチカルブ・プレチクロール乳剤	ホクサンシング乳剤	ホクサン
22753	オキサジアルギル粒剤	ホクサンキルクサ1キロ粒剤	ホクサン
22865	ペントキサゾン水和剤	ベアスフロアブル	宇都宮化成
22866	ペントキサゾン粒剤	ベアス1キロ粒剤	宇都宮化成
19844	ペントキサゾン水和剤	科研ベクサーフロアブル	科研製薬
19846	ペントキサゾン粒剤	科研ベクサー1キロ粒剤	科研製薬
19848	ダイムロン・ペントキサゾン水和剤	テマカットフロアブル	科研製薬
19850	クミロン・ペントキサゾン水和剤	科研草笛フロアブル	科研製薬
19854	クミロン・ペントキサゾン剤	科研草笛ジャンボ	科研製薬
19876	ダイムロン・ペントキサゾン粒剤	クサバンチ1キロ粒剤	科研製薬
20821	ブタクロール・ペントキサゾン乳剤	サキドリEW	科研製薬
21164	ダイムロン・ペントキサゾン水和剤	ダッシュワンフロアブル	科研製薬
21234	テニクロール・ペントキサゾン水和剤	科研スピノフロアブル	科研製薬
21402	ブタクロール・ペントキサゾン粒剤	サキドリ1キロ粒剤	科研製薬
21849	ピラゾレート・ペントキサゾン水和剤	スウィープフロアブル	科研製薬
22322	ペントキサゾン水和剤	サインヨシフロアブル	科研製薬
22655	ペントキサゾン・ACN水和剤	クリアホープフロアブル	科研製薬
22742	ブタクロール・ペントキサゾン乳剤	シンウチEW	科研製薬

(別紙)

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	申請者名
22743	ブタクロール・ペントキサゾン粒剤	シンウチ1キロ粒剤	科研製薬
21115	クミルロン・ペントキサゾン剤	草笛ジャンボ	丸紅
21116	クミルロン・ペントキサゾン水和剤	草笛フロアブル	丸紅
21921	クミルロン・テニルクロール剤	マツタバジャンボ	丸紅
21587	ジメタメトリン・ピリブチカルブ・プレチラクロール水和剤	協友農将軍フロアブル	協友アグリ
21591	モリネート粒剤	協友オードラム粒剤	協友アグリ
21620	クミルロン・ペントキサゾン剤	協友草笛ジャンボ	協友アグリ
21621	クミルロン・ペントキサゾン水和剤	協友草笛フロアブル	協友アグリ
22087	ピラクロニル粒剤	ピラクロン1キロ粒剤	協友アグリ
22088	ピラクロニル水和剤	ピラクロンフロアブル	協友アグリ
22089	クミルロン・ピラクロニル水和剤	ピラクロショットフロアブル	協友アグリ
22120	クミルロン・ピラクロニル粒剤	ピラクロショット1キロ粒剤	協友アグリ
18541	ピリブチカルブ・プレチラクロール乳剤	シング乳剤	三井化学アグロ
19845	ペントキサゾン水和剤	ベクサーフロアブル	三井化学アグロ
19847	ペントキサゾン粒剤	ベクサー1キロ粒剤	三井化学アグロ
22420	ピラゾレート・ペントキサゾン水和剤	MICスウィープフロアブル	三井化学アグロ
22224	ピラクロニル水和剤	兆フロアブル	住化グリーン
22225	ピラクロニル粒剤	兆1キロ粒剤	住化グリーン
21236	テニルクロール・ペントキサゾン水和剤	スピンドロフロアブル	住友化学
15985	ピラゾキシフェン粒剤	バイサー粒剤	石原産業
19442	シメトリン・ピラゾキシフェン・プレチラクロール粒剤	石原ボンバード1キロ粒剤	石原産業
22570	ピラゾキシフェン・ベンゾピシクロン粒剤	ブレキープ1キロ粒剤	石原産業
22872	ピラゾキシフェン・ベンゾピシクロン水和剤	ブレキープフロアブル	石原産業
20302	ダイムロン・テニルクロール水和剤	大塚ショッカーフロアブル	大塚アグリ
19853	クミルロン・ペントキサゾン水和剤	日産草笛フロアブル	日産化学
20131	ブタクロール乳剤	マーシェット乳剤	日産化学
20825	ブタクロール粒剤	マーシェットジャンボ	日産化学
20826	ブタクロール粒剤	マーシェット1キロ粒剤	日産化学
21160	オキサジアゾン・ブタクロール乳剤	デルカット乳剤	日産化学
21459	ブタクロール粒剤	マーシェット粒剤5	日産化学
22430	オキサジアゾン・ブタクロール乳剤	デルカット乳剤	日産化学
21015	ブタクロール乳剤	モンサントマーシェット乳剤	日本モンサント
19630	ジメタメトリン・ピリブチカルブ・プレチラクロール水和剤	農将軍フロアブル	日本曹達
21922	クミルロン・テニルクロール剤	日農マツタバジャンボ	日本農薬
18717	プレチラクロール・ベンゾフェナップ水和剤	ホクコーユニハープフロアブル	北興化学
21166	ダイムロン・ペントキサゾン水和剤	ホクコーダッシュワンフロアブル	北興化学
21526	ダイムロン・ペントキサゾン粒剤	ホクコーダッシュワン1キロ粒剤	北興化学

全農薬ひろば

カタクリ(片栗、英名: Katakuri (Dogtooth violet) 学名: *Erythronium japonicum* Decne.)



カタクリはユリ科カタクリ属に属する多年草で、学名は「エリスロニウム・ジャポニカム」といいます。エリスロニウムとはギリシャ語“赤い”が語源とされています。早春に 10 cm 程の花茎を伸ばし、薄紫から桃色のかわいい花を先端に一つ下向きに咲かせます。蕾をもったものは芽が地上に出てから 10 日程で開花しますが、種から開花までは 7 年から 8 年を要します。また、種子からの発芽 1 年目はネギの発芽とよく似ており、さび病にも弱く約 8 割がこの病気により枯死すると言われています。開花時期は 4～6 月で、花被片とオシベは 6 個。オシベは長短 3 本ずつあり、葯は暗紫色で長いオシベの葯は短いものより外側にあり、先に成熟して裂開します。オシベの花柱はわずかに 3 に裂けていて、地上に葉を展開すると同時に開花します。日中に花に日が当たると、花被片が開き反り返りますが、日差しがない場合は花が閉じたままの状態です。開花後は 3 室からなる果実ができ、各室には数個～20 程の胚珠ができます。平均で 60% 程の胚珠が種子となるとされており、胚珠は長さ 2 mm ほどの長楕円形で早春に地上部に展開し、その後葉や茎は枯れます。地上に姿を現す期間は 4～5 週間程度で、群落での開花期間は 2 週間ほどです。(参考: ウィキペディア、フリー百科事典)

カタクリは氷河期の植物で、日本が冷温帯落葉広葉樹林(ブナなど)に被われた環境で広く生育していました。およそ 1 万年前に氷河期が終わり温暖な気候になると日本の多くは暖温帯の植物に被われました。そこではカタクリは消滅しましたが、比較的冷涼な山地の落葉広葉樹林に局部的に生き残りました。現在咲いているカタクリはその子孫で、氷河期時代からの貴重な植物です。カタクリが現在も生息している理由の一つには、アリとの密接な関わりがあります。カタクリに脚が生えて移動し訳ではありません。カタクリの種を運ぶのはアリで、アリの行動半径から推計するとカタクリは 1 万年に 1～5 km 移動したと言われております。カタクリの種子にはアリが好む薄黄色の「エライオソーム」という物質が付いており、アリに拾われることによって生育地を広げています。他にもこのような植物を総称して「アリ散布植物」と呼ぶことがあります。日本におけるアリ散布植物は、スミレ属、イチリンソウ属、フクジュソウ属、ミスミソウ属、キケマン属、クサノオウ属、エンレイソウ属、カタクリ属など約 200 種類ほど存在します。こうして生き延びた、歴史的にも貴重な氷河期の遺産でもあるカタクリを“天ぷら”や“おしたし”で食すために乱獲し消滅させてはなりません。都内の練馬区や、埼玉県和光市等の比較的都心に近いところでも群生地があります大切に保存しましょう。(M) 花言葉: 嫉妬 初恋 情熱